

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 日本赤十字社愛知県支部
(事務所所在地：東区白壁一丁目50番地)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和 元年 8月 1日から
令和 2年 3月 24日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

健康福祉局所管の財政援助団体である日本赤十字社愛知県支部（以下「日赤」という。）は、明治10年に設立された日本赤十字社の名古屋委員部として明治20年12月に発足し、明治22年 2月に名古屋支部、明治36年10月に愛知支部、さらに昭和28年 2月に愛知県支部とそれぞれ改称し今日に至っている。

本市は日赤に対して、救命救急センター運営費補助金及び周産期母子医療センター運営費補助金を交付しており、補助金の交付対象施設は、救命救急センター運営費補助金については名古屋第二赤十字病院（以下「第二日赤」という。）、周産期母子医療センター運営費補助金については名古屋第一赤十字病院（以下「第一日赤」という。）及び第二日赤である。

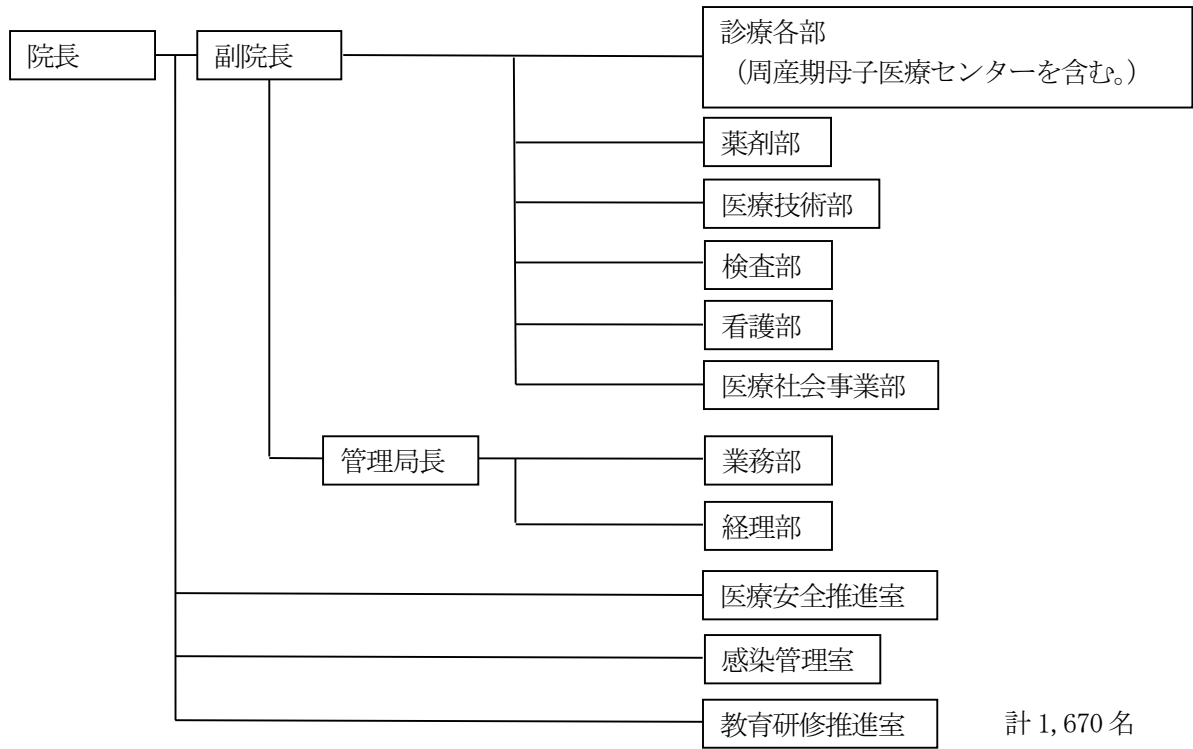
第一日赤及び第二日赤の機構及び職員数は次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

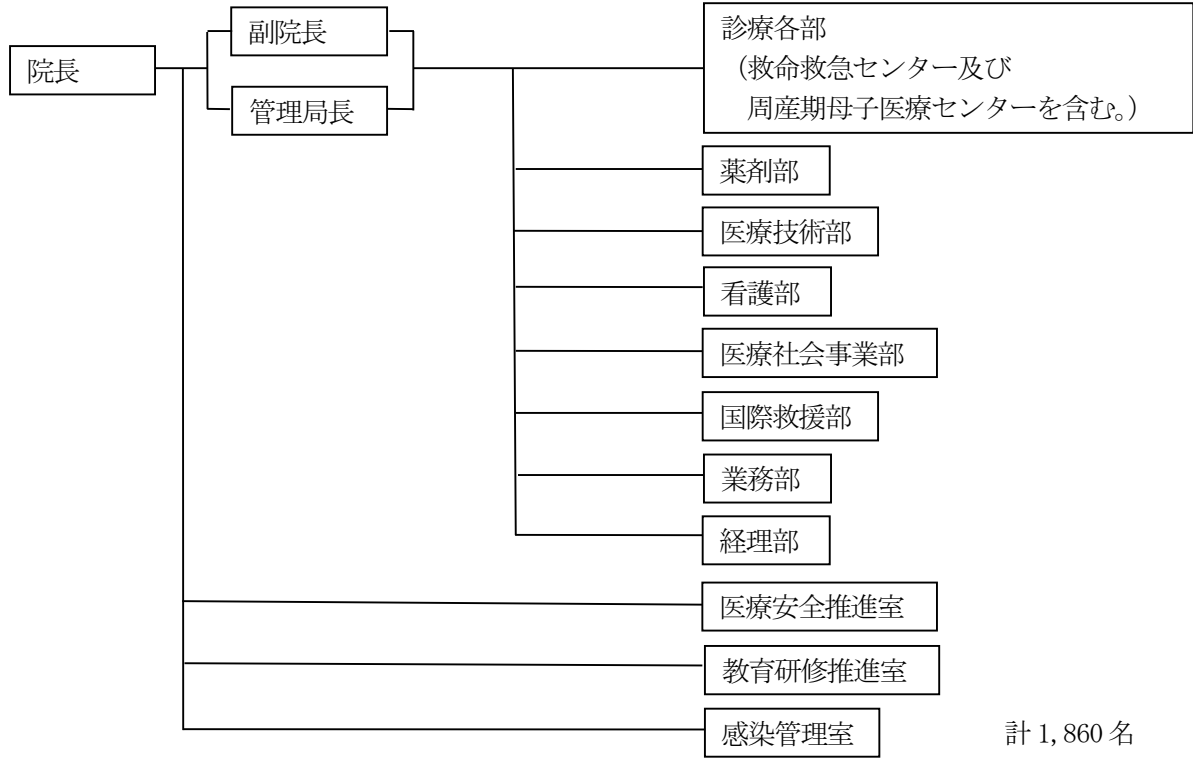
機構図

(平成31年 3月31日現在)

第一日赤



第二日赤



第一日赤及び第二日赤の外来・入院患者数及び許可病床数の推移、平成30年度における救命救急センター患者数（第二日赤）、周産期母子医療センター患者数は第 1表、第 2表及び第 3表のとおりである。また、第一日赤及び第二日赤の平成30年度における収入及び支出の決算額は、第 4表のとおりである。

第 1表 外来・入院患者数及び許可病床数の推移 (単位：人、床)

区分			平成28年度	平成29年度	平成30年度
第一日赤	外来	患者数	404,379	399,482	402,895
	入院	患者数	280,341	282,144	283,537
		許可病床数	852	852	852
第二日赤	外来	患者数	445,179	433,907	437,684
	入院	患者数	267,172	270,550	265,509
		許可病床数	812	812	812

(注) 患者数は延人数を示している。

第 2表 救命救急センター患者数（第二日赤） (単位：人)

区分	内科	外科	脳神経外科	整形外科	小児科	産婦人科	その他	合計
外来	14,826	752	2,617	3,692	4,914	1,086	6,754	34,641
入院	3,406	151	551	101	181	54	188	4,632

(注) 入院は実人数、外来は延人数を示している。

第 3表 周産期母子医療センター患者数 (単位：人)

区分	新生児 集中治療室	新生児 後方病室	母体胎児 集中治療室	母体胎児 後方病室
第一日赤 患者数	255	633	392	1,649
第二日赤 患者数	448	424	276	261

(注) 患者数は実人数を示しているが、同一人が異なる病床を利用した場合は、それぞれ 1人として計上している。

第 4表 収支決算額 (単位：千円)

区分	収入決算額	支出決算額	収支差額
第一日赤	31,689,201	31,583,126	106,075
第二日赤	33,911,751	33,873,774	37,977

第 2 補助金の交付

平成30年度において、本市は日赤に対し、第 5表のとおり補助金 2,840万円を支出している。各補助金の概要については以下のとおりである。

第 5表 補助金一覧 (単位：千円)

補助金名	補助金額
救命救急センター運営費補助金	18,400
周産期母子医療センター運営費補助金	10,000
計	28,400

1 救命救急センター運営費補助金

(1) 目的

救命救急センターの安定的な運営を図ることにより、市民の生命と健康を守ることを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額 (単位：千円)

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
救命救急センター運営事業 (第二日赤)	救命救急センターの運営 に係る経費	18,400

2 周産期母子医療センター運営費補助金

(1) 目的

周産期母子医療センターの安定的な運営を図ることにより、市民の生命と健康を守ることを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額 (単位：千円)

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
周産期母子医療センター運営 事業 (第一日赤)	周産期母子医療センター の運営に係る経費	5,000
周産期母子医療センター運営 事業 (第二日赤)		5,000

第3 団体に対する監査

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

第4 健康福祉局に対する監査

日赤に対する財政援助団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、日赤に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。